

第 65 回 定時株主総会 招集ご通知



証券コード：7809

開催日時 | 平成30年 9 月27日（木曜日）
午前10時

開催場所 | 東京都立川市緑町 4 番地 5
寿屋ビル当社 3 階ホール

※議決権行使期限は平成30年 9 月26日（水曜日）午後 6 時まで
となります。

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意は
ございませんので予めご了承ください。

● 報告事項

第65期（平成29年 7 月 1 日から平成30年 6 月30
日まで）事業報告および計算書類報告の件

● 決議事項

- 第 1 号議案…………… 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案…………… 定款一部変更の件
- 第 3 号議案…………… 取締役（監査等委員である取締役
を除く。）6 名選任の件
- 第 4 号議案…………… 監査等委員である取締役
3 名選任の件
- 第 5 号議案…………… 取締役（監査等委員である取締役
を除く。）の報酬限度額決定の件
- 第 6 号議案…………… 監査等委員である取締役の
報酬限度額決定の件

証券コード 7809
平成30年9月10日

株 主 各 位

東京都立川市緑町4番地5
株 式 会 社 壽 屋
代表取締役社長 清 水 一 行

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年9月26日（水曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成30年9月27日（木曜日）午前10時
受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。 |
| 2. 場 所 | 東京都立川市緑町4番地5 壽屋ビル 当社3階 ホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第65期（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）事業報告および計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**日時** 平成30年 9 月27日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）

**場所** 東京都立川市緑町4番地5 壽屋ビル  
当社3階 ホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 書面（郵送）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

**行使期限** 平成30年 9 月26日（水曜日） 午後6時到着分まで

株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.kotobukiya.co.jp/>）に掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kotobukiya.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

## 1. 会社の現況に関する事項

### （1）事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢、個人消費について改善が続き、企業収益や設備投資が堅調に推移したことで、景気は緩やかな回復基調にあります。また、米国や欧州の景気は回復基調が続きましたが、アジアについては中国では景気の持ち直しが続いたものの、一部の新興国経済の成長鈍化がみられ、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境につきましても、個人消費の多様化や少子化、節約志向などにより、厳しい状況が続いております。一方、有料動画配信市場の成長、モバイル端末の普及や通信インフラの発達によるスマートフォンゲーム市場は多様化・拡大が続くと共に、人気コンテンツの映画化やアニメ化、舞台化等の増加により、業界自体の収益機会の拡大も期待されています。

このような環境の中、当社はこれまでの方針を継続し、世界各国の顧客ニーズに合わせた魅力ある新製品開発を行うと共に、自社IP（Intellectual Property：キャラクターなどの知的財産）による製品開発に特に注力してまいりました。

事業面では、卸売販売につきましては、国内において、前事業年度の平成29年4月に放映された当社初の映像製作事業として制作したアニメーション作品「フレームアームズ・ガール」のヒットにより、「フレームアームズ・ガール」製品と、その関連製品である「フレームアームズ」「モデリング・サポート・グッズ」等が引き続き好調な推移をみせました。その他、自社IP製品である「メガミデバイス」「ヘキサギア」も堅調な推移をみせ、業績を牽引いたしました。また、国内物流に係るコストの上昇、生産委託先である中国の人件費上昇に伴う製品原価の高騰など、利益率を圧迫する要因がある一方、生産効率のアップや業務の効率化を推進してまいりました。

海外では、北米・欧州地域において平成29年12月にスター・ウォーズ最新作映画「最後のジェダイ」が公開されましたが、スター・ウォーズ人気は一旦落ち着きを見せ、アメリカンコミックスのDC COMICS関連製品が堅調に推移しました。

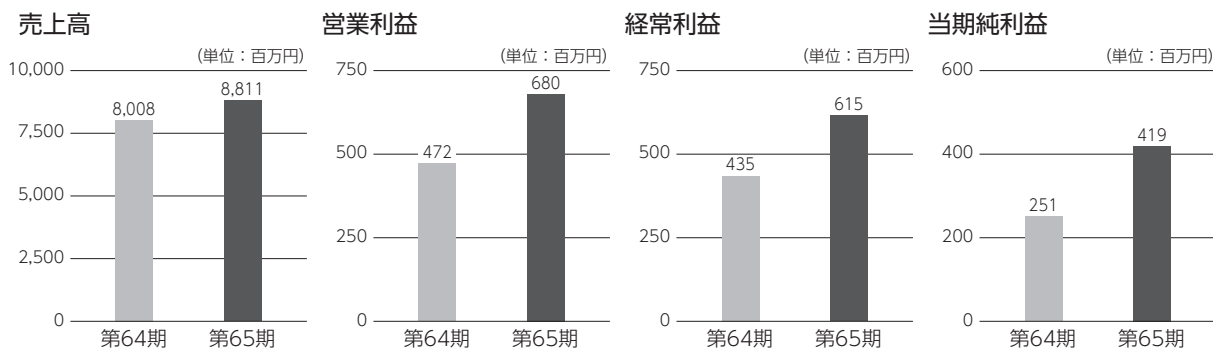
アジア地域におきましては、国内と同様に「フレームアームズ・ガール」シリーズを中心に「メガミデバイス」などの自社IPのプラモデル製品が好調な結果となりました。特に、アジア地域でのSNS活動において、中国では「微博（ウェイボー）」へ簡体字、繁体字で投稿をするなど、地域ごとのローカライズ活動に注力をしてまいりました。

直営店舗による小売販売につきましては、海外からのインバウンド客は依然として増加傾向にありますが、消費に至っては商品購入における単価は低下しております。店舗運営においては、POSを活用した販促施策を継続して行っており、各種催事やイベントを実施するなど、店舗集客を目的とした施策にも取り組んでまいりました。

また、ECサイトによる通信販売におきましては、他社との差別化として直営店舗限定商品やノベルティーアイテムの開発を継続して積極的に推進いたしました。特に自社IPである「フレームアームズ・ガール」シリーズを中心に、「メガミデバイス」等の売上が好調に推移いたしました。配送コストは上昇傾向にあり、その対策につきましても取り組んでまいりました。

その他の事業面においては、自社IPのアニメーション作品「フレームアームズ・ガール」の、他企業へのライセンスアウトによる著作権収入の増加など、コンテンツとして着実に成長を続けて参りました。

以上の結果、当期の売上高は8,811,714千円（前期比10.0%増）、営業利益は680,391千円（前期比43.9%増）、経常利益は615,676千円（前期比41.3%増）、最終的な当期純利益は419,887千円（前期比67.1%増）となり、増収増益となりました。



## (2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は、559,639千円であり、主なものは、新製品用金型 550,739千円であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は企業価値の向上を目指すとともに、新しい成長への道を歩むため、以下の事項に対処すべき課題ととらえ、その対応に取り組んで参ります。

### ① 優秀な人材の育成

常に変化し続ける環境の中、将来を担う人材の育成は最も重要なテーマであり、全力で取り組むべき課題であります。そのため採用体制を強化して優秀な人材を獲得して参ります。また、研修制度の充実により、柔軟な変化対応力を持つ人材を育成するとともに、それぞれの個性を活かす人材教育を推進する方針であります。

### ② 海外展開の強化

当社は、国内市場における継続的な事業の拡大を図っておりますが、中長期的な視野から当社の更なる成長を図るには、海外市場での事業展開の強化が重要であると考えております。

現在のところ、北米、アジアの2大市場を主なターゲットとし、事業展開を進めております。今後は、販売体制の整備や、海外向け製品の開発を推進するとともに、アジア諸国における販売拠点の確立などにも注力し、より一層海外展開を推進していく方針であります。

### ③ 製品開発

当社のビジネス拡大のためには、現在対象としている顧客層のニーズに応えられる商品開発を推進するとともに、潜在顧客への販売が期待できる新規コンテンツを発掘するための幅広い市場調査を行い、新たな商品開発を行う必要があると考えております。

今後は、既存市場や商品概念にとらわれない自社IP製品や雑貨商品等をハイクオリティで開発できるよう、商品企画能力を強化して参ります。

また、商品発売のタイミングによって大きく左右される業績について安定強化を図ります。そして、これまでの販売形態にとらわれず、新規顧客を継続的に獲得し増加させていくため、異業種などとのコラボレーションやOEM受注も積極的に取り入れていく方針であります。

### ④ コストの削減

自社製品を海外で製造し、海外卸売業者への販売量が多い当社のビジネスモデル上、為替相場の変動、製品原材料費や製造委託費、製造委託会社の人件費の高騰が、業績に影響を及ぼす懸念があります。従って、為替相場の変動等による仕入原価の上昇が引き起こされた場合でも、安定した収益の確保が出来る体制づくりが重要であると考えており、自社製品化にあたっては、機能や品質の追求はもちろんのこと、製品設計、外注加工費、製造効率、流通などの見直し・検討を定期的に行い、収益力の向上を図っていく方針であります。

また、近年国内物流においては、ドライバー不足が深刻な状況となり、物流コストは上昇傾向にあります。今後は、流通方法の見直しや配送コスト縮減、取扱量の拡大によるスケールメリットの発揮をめざしコストの削減を図っていく方針であります。

### ⑤ 製造拠点の拡充

現在、当社製品は主に中国にある外部委託先にて製造されておりますが、中国における人件費の上昇により製造コストは拡大傾向にあり、製造拠点としての優位性は揺らぎつつあります。当社の業績向上のためには、製品製造能力の向上が不可欠であると考えており、今後は中国以外の製造拠点の拡充を図っていく予定であります。

## ⑥ 著作権戦略

ホビー商品の開発・製造においては、ゲーム、アニメ、映画等の人気コンテンツにおける著作権の取得が重要であります。当社は、フィギュア等の制作におけるハイクオリティーな再現力・表現力について版元から高い評価を獲得しており、こうした実績を着実に積み上げることによって、次の著作権取得への足掛かりとしてきました。また、著作権取得において当社が重要視しているのが国内外におけるイベントへの出展であり、フィギュア等における高い再現力・表現力を直接その場で版元に披露することにより著作権の取得へと繋げております。こうした施策に加え、当社自らが版元（コンテンツ製作者）となり、他社へ著作権を販売（ライセンスアウト）してロイヤリティー収入を上げるビジネスモデルへの取り組みを開始しており、自社IPを含め、今後も継続的に著作権を取得するための施策を実施していく方針であります。

## ⑦ 自社IP製品への取り組み

人気の他社IPを中心とした著作権取得に加え、利益率の高い自社IP製品の開発・製造についても継続的に注力しております。当社オリジナルプラモデルシリーズである「フレームアームズ・ガール」が2015年の発売以来、世界累計出荷数100万個を達成し、2016年末に発売開始した「メガミデバイス」シリーズが累計出荷数26万個を超えるなど、自社IP製品の開発・製造においても着実に実績を積み上げてきております。

今後は、従来から人気のあるコンテンツである海外キャラクター（ハリウッド映画、アメリカンコミック等）を中心に北米、EU諸国への販売を強化すると共に、日本とカルチャー的な側面で親和性の高いアジア諸国へ自社IPを売り込み、より一層の販路拡大を図って参ります。

株主の皆様には、今後ともこれまでも増してご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

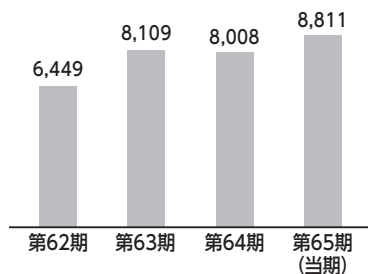
## (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分        | 平成26年度<br>第 62 期 | 平成27年度<br>第 63 期 | 平成28年度<br>第 64 期 | 平成29年度<br>(当期) 第65期 |
|------------|------------------|------------------|------------------|---------------------|
| 売上高        | 6,449,510 千円     | 8,109,999 千円     | 8,008,911 千円     | 8,811,714 千円        |
| 経常利益       | 438,068 千円       | 630,577 千円       | 435,648 千円       | 615,676 千円          |
| 当期純利益      | 272,498 千円       | 398,356 千円       | 251,307 千円       | 419,887 千円          |
| 1株当たり当期純利益 | 113.68 円         | 166.19 円         | 104.84 円         | 159.46 円            |
| 総資産        | 5,275,258 千円     | 7,371,417 千円     | 7,452,770 千円     | 7,772,803 千円        |
| 純資産        | 1,321,199 千円     | 1,679,606 千円     | 1,882,974 千円     | 2,831,292 千円        |

(注) 当社は平成29年7月21日付けにて、1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第62期の期首に分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

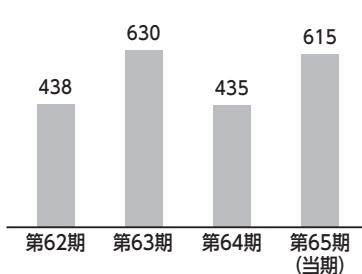
## 売上高

単位：百万円



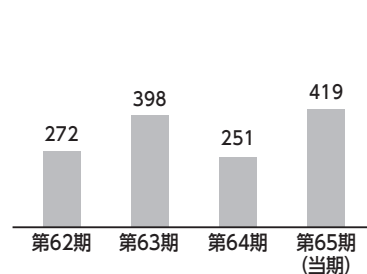
## 経常利益

単位：百万円



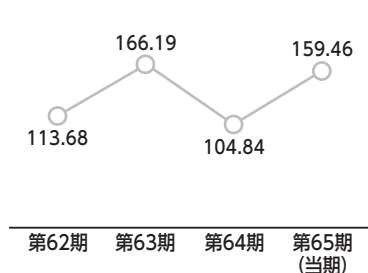
## 当期純利益

単位：百万円



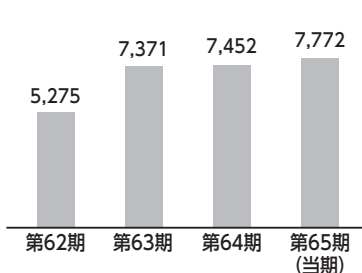
## 1株当たり当期純利益

単位：円



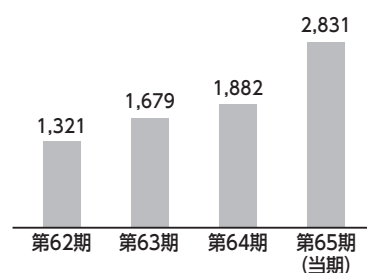
## 総資産

単位：百万円



## 純資産

単位：百万円



## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社は、人気アニメ／ゲーム／映画キャラクター等のホビー関連品について、コンテンツ保有者からの使用許諾に係る著作権の取得、製品の企画立案、製品開発、デザイン業務、製造管理、販売までを一貫して行っています。自社製品の製造にあたっては、該当製品に係る著作権を取得し、製品の企画立案から製品開発、自社内の造形技術者による原型製作及び製品形態のデザイン業務を本社で行い、製造は主に中国の製造会社へ委託しており、ファブレスの生産形態をとっております。

販売形態としては、卸業者を中心とした他社への販売の他、当社が運営する小売店舗、当社通信販売サイト、他社媒体の各種ECサイトでの販売があります。

卸売販売は、国内をはじめ北米、欧州、アジアのディストリビューターへ販売をしております。また、小売店舗では、自社にて企画・製品開発を行う自社製品だけではなく、他社商品として、玩具（フィギュア）・模型（プラモデル）・キャラクターグッズ・雑貨等を含むホビー関連商品を幅広く取り扱っています。顧客ニーズを敏感に読み取り、国内品のみならず海外品を含め、幅広くホビー関連品を取り扱っております。

他社IPを中心とした著作権取得に加え、自社IP製品の開発・製造についても注力しております。自社IPについては平成29年6月期よりアニメーション作品を企画・製作しております。

また、当該作品の海外利用権や商品化権などの二次利用権により、国内外パートナー企業への商品化許諾を行い、二次利用の促進とプロパティ管理を行っております。

## (8) 主要な営業所および工場（平成30年6月30日現在）

| 名 称                            | 所 在 地                                                             |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 本社                             | 東京都立川市緑町4番地5 壽屋ビル                                                 |
| コトブキヤ立川本店                      | 東京都立川市緑町4番地5 壽屋ビル                                                 |
| コトブキヤ日本橋                       | 大阪府大阪市浪速区日本橋四丁目15番18号 コトブキビル                                      |
| コトブキヤ秋葉原館                      | 東京都千代田区外神田一丁目8番8号 岡嶋ビル                                            |
| 通信販売                           | 東京都立川市緑町4番地5 壽屋ビル                                                 |
| KOTOBUKIYA<br>US BRANCH OFFICE | 21515 Hawthorne Blvd., Suite 240, Torrance, California 90503 USA. |

## (9) 従業員の状況（平成30年6月30日現在）

| 従業員数 | 前事業年度末比 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|---------|--------|--------|
| 235名 | 10名増    | 34歳1ヶ月 | 7年1ヶ月  |

（注）従業員数は就業人員（出向者を除く、常用パート・常用アルバイトは含む）であります。なお、上記には臨時雇用者（パートタイマー・アルバイト・人材派遣会社からの派遣社員）に該当する者は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先（平成30年6月30日現在）

| 借 入 先        | 借 入 額        |
|--------------|--------------|
| 多摩信用金庫       | 798,211 千円   |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 716,708 千円   |
| 西武信用金庫       | 700,711 千円   |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 676,501 千円   |
| 株式会社山梨中央銀行   | 401,490 千円   |
| 株式会社みずほ銀行    | 166,620 千円   |
| 株式会社三井住友銀行   | 122,591 千円   |
| 株式会社りそな銀行    | 54,245 千円    |
| 株式会社きらぼし銀行   | 17,553 千円    |
| 合 計          | 3,654,630 千円 |

## 2. 会社の株式に関する事項

① 発行可能株式の総数 7,200,000株

② 発行済株式の総数 2,727,300株

③ 株主数 2,507名

④ 大株主

| 株 主 名                                                    | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------|----------|---------|
| 清水 一行                                                    | 426,600株 | 15.64%  |
| 株式会社立飛ホールディングス                                           | 300,000株 | 11.00%  |
| 清水 浩代                                                    | 207,000株 | 7.59%   |
| 壽屋社員持株会                                                  | 137,400株 | 5.04%   |
| 多摩信用金庫                                                   | 120,000株 | 4.40%   |
| 西武信用金庫                                                   | 120,000株 | 4.40%   |
| 株式会社三菱UFJ銀行                                              | 60,000株  | 2.20%   |
| 株式会社山梨中央銀行                                               | 60,000株  | 2.20%   |
| 株式会社商工組合中央金庫                                             | 60,000株  | 2.20%   |
| 株式会社三井住友銀行                                               | 60,000株  | 2.20%   |
| Monex Boom Securities (H.K.) Limited - Clients' Account  | 60,000株  | 2.20%   |
| CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C FOR MR LAM CHUN NAM | 60,000株  | 2.20%   |

⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成30年6月30日現在）

| 氏 名     | 地位および担当 | 重要な兼職の状況                                                                                       |
|---------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 清 水 一 行 | 代表取締役社長 |                                                                                                |
| 清 水 浩 代 | 取締役副社長  |                                                                                                |
| 吉 野 忍   | 常務取締役   |                                                                                                |
| 村 岡 幸 広 | 取締役     |                                                                                                |
| 村 山 正 道 | 取締役     | 株式会社立飛パートナーズ 代表取締役<br>株式会社立飛ホールディングス 代表取締役社長<br>株式会社立飛リアルエステート 代表取締役社長<br>株式会社立飛ストラテジーラボ 代表取締役 |
| 堀 田 尚 彦 | 常勤監査役   |                                                                                                |
| 佐々木 孝   | 監査役     | ファースト 代表                                                                                       |
| 宗 田 勝   | 監査役     | 宗田税理士事務所 所長<br>株式会社M&Kフェイスフルオフィス 代表取締役                                                         |

- (注) 1. 取締役 村山正道氏は社外取締役であります。
2. 監査役 堀田尚彦、佐々木孝、宗田勝の3氏は社外監査役であります。
3. 監査役 宗田勝氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役村山正道氏、監査役堀田尚彦氏、監査役佐々木孝氏、監査役宗田勝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに常勤監査役である堀田尚彦氏を除く各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

|                    | 人 数        | 報酬等の総額                  |
|--------------------|------------|-------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1名) | 108,066千円<br>(2,600千円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 7,883千円<br>(7,883千円)    |
| 合 計                | 8名<br>(4名) | 115,949千円<br>(10,483千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成29年7月4日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない。）、平成26年9月25日開催の第61回定時株主総会において、監査役の報酬額を年額40百万円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

村山正道氏は株式会社立飛パートナーズおよび株式会社立飛ホールディングス、株式会社立飛リアルエステート、株式会社立飛ストラテジーラボの代表取締役を兼務しておりますが、当社は株式会社立飛ホールディングスと製造委託の取引を行っております。また、株式会社立飛ホールディングスは当社株式の11.00%を保有する大株主です。

なお、当社は株式会社立飛パートナーズおよび株式会社立飛リアルエステート、株式会社立飛ストラテジーラボとの間に特別な関係はありません。

佐々木孝氏はファーストの代表を兼務しておりますが、当社はファーストとの間に特別な関係はありません。

宗田勝氏は宗田税理士事務所の所長および株式会社M&Kフェイスフルオフィスの代表取締役を兼務しておりますが、当社は宗田税理士事務所および株式会社M&Kフェイスフルオフィスとの間に特別な関係はありません。

#### ② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                     |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 村 山 正 道 | 当事業年度開催の取締役会には、16回のうち16回（100％）に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見地から発言を行っておりました。                       |
| 社外監査役 | 堀 田 尚 彦 | 当事業年度開催の取締役会には、16回のうち16回（100％）、また、監査役会には15回のうち15回(100％)に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。 |
| 社外監査役 | 佐々木 孝   | 当事業年度開催の取締役会には、16回のうち15回（93％）、また、監査役会には15回のうち14回(93％)に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。   |
| 社外監査役 | 宗 田 勝   | 当事業年度開催の取締役会には、16回のうち16回（100％）、また、監査役会には15回のうち15回(100％)に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日付で「E Y 新日本有限責任監査法人」へ名称変更しております。

### (2) 報酬等の額

|                                | 支払額      |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 23,400千円 |
| 当事業年度に係る会計監査人の非監査報酬等の額         | 120千円    |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,520千円 |

(注) 会計監査人の報酬等に対して監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等は適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォート・レター作成業務に係る対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 行動規範の周知徹底を継続して行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、社内規程および行動規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築します。
- 2) 代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、総務部をコンプライアンス担当事務局とするとともに、各部門ごとにコンプライアンス責任者または、コンプライアンス担当者を配置します。
- 3) 定期的に内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令および定款に適合することを確保します。
- 4) 「公益通報者保護規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行いコンプライアンスに対する相談機能を強化します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存するものとします。

#### ③ 損失の危険（以下「リスク」といいます）の管理に関する規程その他の体制

- 1) 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく組織的な対応を行います。

- 2) リスク管理体制の基礎として、「リスク管理基本規程」を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築します。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - 1) 毎月1回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督します。
    - 2) 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定します。経営計画を達成するため、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、使用人の責任を明確にし、業務の効率化を徹底します。
  - ⑤ 監査役の職務を補助する従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
    - 1) 監査役から職務を補助すべき従業員をおくことを求められた場合は、適切な人材を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については相談し、検討します。
    - 2) 前号の従業員に対する指揮命令権限は、監査役に帰属します。また、従業員の人事異動および考課については、事前に常勤監査役に報告を行い、同意を得ることとします。
  - ⑥ 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
    - 1) 取締役および従業員が、法令、定款、行動規範その他の社内規程への違反を知った場合、行動規範に従い、監査役に報告します。
    - 2) 取締役は、担当部門の業務執行状況について、定期的に監査役に報告します。

- ⑦ 上記⑥の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
  - 1) 上記⑥の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことを「公益通報者保護規程」にて定め、周知徹底します。
- ⑧ 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - 1) 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行います。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - 1) 代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととします。
  - 2) 「内部監査規程」において、内部監査担当は監査役との密接な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査役の監査の実効性確保を図ることとします。
  - 3) 監査役は、監査法人との間で適宜意見交換を行い、監査役の監査の実効性確保を図ります。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - 1) 金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準ならびに同実施基準」に準じ、当社の財務報告が適正であるといえる内部統制を整備・運用します。
- ⑪ 反社会的勢力を排除するための体制
  - 1) 当社は、「倫理綱領」に「社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体とは、一切関係を持ちません。」と定めており、反社会的勢力との関係遮断に取組みます。

- 2) 総務部は警察当局や暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき下記の取り組みを行っております。

- ① 監査役は、重要執行方針を協議する機関として月1回開催される部長をはじめ経営幹部層で構成する幹部会議に出席し、営業状況やその他各業務全般の執行状況の把握を行っております。また、必要に応じて当社の取締役及び使用人等にその説明を求めています。
- ② 監査役、会計監査人及び内部監査担当は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。
- ③ 定期的にリスク・コンプライアンス委員会を実施しており、社内意識の向上に努めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額（または数値）は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入しております。

# 貸借対照表 (平成30年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                   |                  |
|--------------------|------------------|---------------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                       | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>3,988,528</b> | <b>流 動 負 債</b>            | <b>1,679,569</b> |
| 現 金 及 び 預 金        | 1,492,016        | 買 掛 金                     | 332,555          |
| 売 掛 金              | 1,077,627        | 短 期 借 入 金                 | 400,000          |
| 商 品 及 び 製 品        | 588,540          | 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債       | 10,000           |
| 未 着 品              | 27,616           | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 328,021          |
| 仕 掛 品              | 290,556          | 未 払 金                     | 78,077           |
| 貯 蔵 品              | 5,484            | 未 払 費 用                   | 124,175          |
| 前 渡 金              | 173,290          | 未 払 法 人 税 等               | 135,090          |
| 前 払 費 用            | 201,920          | 未 払 消 費 税 等               | 31,287           |
| 繰 延 税 金 資 産        | 118,117          | 前 受 金                     | 81,028           |
| そ の 他 金            | 106,187          | 預 り 金                     | 30,141           |
| 貸 倒 引 当 金          | △92,830          | 賞 与 引 当 金                 | 47,588           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>3,784,275</b> | ポ イ ン ト 引 当 金             | 81,602           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>3,327,520</b> | <b>固 定 負 債</b>            | <b>3,261,940</b> |
| 建 物                | 2,215,658        | 長 期 借 入 金                 | 2,926,609        |
| 工 具、器 具 及 び 備 品    | 111,198          | 退 職 給 付 引 当 金             | 88,686           |
| 金 型                | 249,343          | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金         | 195,650          |
| 土 地                | 708,408          | 資 産 除 去 債 務               | 15,112           |
| 建 設 仮 勘 定          | 42,912           | そ の 他                     | 35,883           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>101,837</b>   | <b>負 債 合 計</b>            | <b>4,941,510</b> |
| ソ フ ト ウ エ ア        | 101,727          | <b>純 資 産 の 部</b>          |                  |
| そ の 他              | 109              | <b>株 主 資 本</b>            | <b>2,831,292</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>354,916</b>   | 資 本 金                     | 434,590          |
| 関 係 会 社 出 資 金      | 7,000            | 資 本 剰 余 金                 | 397,090          |
| 出 資 金              | 12,330           | 資 本 準 備 金                 | 397,090          |
| 敷 金 及 び 保 証 金      | 165,141          | <b>利 益 剰 余 金</b>          | <b>1,999,612</b> |
| 繰 延 税 金 資 産        | 31,630           | 利 益 準 備 金                 | 5,550            |
| そ の 他              | 138,814          | そ の 他 利 益 剰 余 金           | 1,994,062        |
|                    |                  | 繰 越 利 益 剰 余 金             | 1,994,062        |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>7,772,803</b> | <b>純 資 産 合 計</b>          | <b>2,831,292</b> |
|                    |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>    | <b>7,772,803</b> |

損益計算書 (平成29年 7月 1 日から平成30年 6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          |              |              |              |   | 金 額     |           |
|--------------|--------------|--------------|--------------|---|---------|-----------|
| 売上高          | 売上           | 原価           | 高価           |   |         | 8,811,714 |
| 売上           | 売上           | 原価           | 高価           |   |         | 5,623,694 |
| 販売費          | 販売費          | 一般管理費        | 一般管理費        | 益 |         | 3,188,020 |
| 営業外収益        | 営業外収益        | 営業外収益        | 営業外収益        | 益 |         | 2,507,629 |
| 受取利息         | 受取利息         | 受取利息         | 受取利息         | 息 | 363     | 680,391   |
| 受取手数料        | 受取手数料        | 受取手数料        | 受取手数料        | 料 | 1,826   |           |
| 受取当金         | 受取当金         | 受取当金         | 受取当金         | 金 | 23      |           |
| 補助金          | 補助金          | 補助金          | 補助金          | 入 | 2,792   |           |
| その他          | その他          | その他          | その他          | 他 | 3,596   | 8,602     |
| 営業外費用        | 営業外費用        | 営業外費用        | 営業外費用        | 用 |         |           |
| 株式公開費        | 株式公開費        | 株式公開費        | 株式公開費        | 用 | 13,200  |           |
| 株式交付         | 株式交付         | 株式交付         | 株式交付         | 費 | 6,409   |           |
| 支払利息         | 支払利息         | 支払利息         | 支払利息         | 息 | 45,715  |           |
| 為替差          | 為替差          | 為替差          | 為替差          | 損 | 3,552   |           |
| その他          | その他          | その他          | その他          | 他 | 4,440   | 73,317    |
| 経常利益         | 経常利益         | 経常利益         | 経常利益         | 益 |         | 615,676   |
| 特別損失         | 特別損失         | 特別損失         | 特別損失         | 損 |         |           |
| 固定資産除却       | 固定資産除却       | 固定資産除却       | 固定資産除却       | 損 | 0       | 0         |
| 税引前当期純利益     | 税引前当期純利益     | 税引前当期純利益     | 税引前当期純利益     | 益 |         | 615,676   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 法人税、住民税及び事業税 | 法人税、住民税及び事業税 | 法人税、住民税及び事業税 | 税 | 232,992 |           |
| 法人税等調整額      | 法人税等調整額      | 法人税等調整額      | 法人税等調整額      | 額 | △37,203 | 195,789   |
| 当期純利益        | 当期純利益        | 当期純利益        | 当期純利益        | 益 |         | 419,887   |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書 (平成29年7月1日から平成30年6月30日まで)

(単位：千円)

|         | 株主資本    |         |       |              |            | 純資産合計     |
|---------|---------|---------|-------|--------------|------------|-----------|
|         | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金 |              | 株主資本<br>合計 |           |
|         |         | 資本準備金   | 利益準備金 | その他<br>利益剰余金 |            |           |
|         |         |         |       | 繰越利益<br>剰余金  |            |           |
| 当期首残高   | 150,000 | 112,500 | 5,550 | 1,614,924    | 1,882,974  | 1,882,974 |
| 当期変動額   |         |         |       |              |            |           |
| 当期純利益   |         |         |       | 419,887      | 419,887    | 419,887   |
| 新株の発行   | 284,590 | 284,590 |       |              | 569,180    | 569,180   |
| 剰余金の配当  |         |         |       | △40,749      | △40,749    | △40,749   |
| 当期変動額合計 | 284,590 | 284,590 | －     | 379,138      | 948,318    | 948,318   |
| 当期末残高   | 434,590 | 397,090 | 5,550 | 1,994,062    | 2,831,292  | 2,831,292 |

独立監査人の監査報告書

平成30年8月14日

株式会社壽屋  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真一郎 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大野 祐平 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社壽屋の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E・Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年8月23日

株式会社壽屋 監査役会

常勤監査役（社外監査役）堀 田 尚 彦 ㊞

監査役（社外監査役）佐々木 孝 ㊞

監査役（社外監査役）宗 田 勝 ㊞

以 上

## 第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当につきましては、当期の業績、今後の経営環境の見通し等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

### (1) 配当財源の種類

金銭

### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき普通配当金25円00銭、記念配当金5円00銭の合計金30円00銭  
総額81,819,000円

### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年9月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部が変更箇所であります。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 章 総 則                                                                                                                                                                                    | 第 1 章 総 則                                                                                                                                                                                            |
| 第 1 条～第 3 条 <条文省略>                                                                                                                                                                           | 第 1 条～第 3 条 <現行通り>                                                                                                                                                                                   |
| 第 4 条 (機 関)<br>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機<br>関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査役</u><br>(3) <u>監査役会</u><br>(4) 会計監査人                                                                                   | 第 4 条 (機 関)<br>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機<br>関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査等委員会</u><br><削除><br>(3) 会計監査人                                                                                                   |
| 第 5 条 <条文省略>                                                                                                                                                                                 | 第 5 条 <現行通り>                                                                                                                                                                                         |
| 第 2 章 株 式                                                                                                                                                                                    | 第 2 章 株 式                                                                                                                                                                                            |
| 第 6 条～第 1 2 条 <条文省略>                                                                                                                                                                         | 第 6 条～第 1 2 条 <現行通り>                                                                                                                                                                                 |
| 第 3 章 株主総会                                                                                                                                                                                   | 第 3 章 株主総会                                                                                                                                                                                           |
| 第 1 3 条～第 1 4 条 <条文省略>                                                                                                                                                                       | 第 1 3 条～第 1 4 条 <現行通り>                                                                                                                                                                               |
| 第 1 5 条 (株主総会参考書類等のインターネット開<br>示とみなし提供)<br>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考<br>書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記<br>載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省<br>令に定めるところに従い、インターネットを利用<br>する方法で開示することにより、株主に対して提<br>供したものとみなすことができる。 | 第 1 5 条 (株主総会参考書類等のインターネット開<br>示とみなし提供)<br>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考<br>書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記<br>載 <u>又は</u> 表示をすべき事項に係る情報を、法務省令<br>に定めるところに従い、インターネットを利用す<br>る方法で開示することにより、株主に対して提供<br>したものとみなすことができる。 |

| 現 行 定 款                                                                     | 変 更 案                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第16条～第18条 <条文省略>                                                            | 第16条～第18条 <現行通り>                                                                            |
| 第4章 取締役及び取締役会                                                               | 第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会                                                                      |
| 第19条 (取締役の員数)<br>当社の取締役は、9名以内とする。                                           | 第19条 (員数)<br>当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、9名以内とする。                                      |
| <新設>                                                                        | <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>                                                          |
| 第20条 (取締役の選任)<br>取締役は、株主総会の決議によって選任する。                                      | 第20条 (選任)<br>取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会の決議によって選任する。                      |
| 2. 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | 2. 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。                 |
| 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。                                                | 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。                                                                |
| 第21条 (取締役の任期)<br>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。      | 第21条 (任期)<br>取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| 2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、 <u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>                     | 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役）<br/>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第24条（取締役会の招集通知）<br/>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発する。ただし、緊急のため必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役）<br/>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第23条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>第24条（取締役会の招集通知）<br/>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急のため必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ＜新設＞                                                                                                                             | 第25条（監査等委員会の招集通知）<br><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急のため必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u>     |
| ＜新設＞                                                                                                                             | 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>                                             |
| 第25条 ＜条文省略＞                                                                                                                      | 第26条 ＜現行通り＞                                                                                        |
| 第26条（取締役会の決議の省略）<br>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> | 第27条（取締役会の決議の省略）<br>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。     |
| 第27条（取締役会の議事録）<br>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印又は電子署名を行う。                          | 第28条（取締役会の議事録）<br>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席取締役がこれに署名又は記名押印又は電子署名を行う。 |
| ＜新設＞                                                                                                                             | 第29条（監査等委員会の決議の方法）<br><u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>           |



| 現 行 定 款                                                                       | 変 更 案 |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 第5章 監査役及び監査役会                                                                 | <削除>  |
| 第31条 (監査役の員数)<br>監査役の員数は、3名以内とする。                                             | <削除>  |
| 第32条 (監査役の選任)<br>監査役は、株主総会の決議によって選任する。                                        | <削除>  |
| 2. 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。   | <削除>  |
| 3. 当会社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。  | <削除>  |
| 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 | <削除>  |
| 第33条 (監査役の任期)<br>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。        | <削除>  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときを超えることができないものとする。</u></p> <p><u>第34条 (常勤監査役)</u><br/> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第35条 (監査役会の招集通知)</u><br/> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第36条 (監査役会の決議の方法)</u><br/> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第37条 (監査役会の議事録)</u><br/> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> | <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                               | 変 更 案                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第38条（監査役会規則）</u><br/> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>                                                  | <削除>                                                                        |
| <p><u>第39条（監査役の報酬等）</u><br/> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                      | <削除>                                                                        |
| <p><u>第40条（監査役の責任免除）</u><br/> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> | <削除>                                                                        |
| <p><u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>                   | <削除>                                                                        |
| <p>第6章 会 計 監 査 人</p>                                                                                                                  | <p>第5章 会 計 監 査 人</p>                                                        |
| <p>第41条～第42条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                                                                         | <p>第36条～第37条 &lt;現行通り&gt;</p>                                               |
| <p><u>第43条（会計監査人の報酬等）</u><br/> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>                                                             | <p><u>第38条（会計監査人の報酬等）</u><br/> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第44条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第45条～第48条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>第39条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第40条～第43条 &lt;現行通り&gt;</p> <p><u>附則（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>1 当社は、第65回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 第65回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては今後の事業拡大のため1名の増員と合わせて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                             | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1          | 再任<br>し みず かず ゆき<br>清 水 一 行<br>(昭和29年4月3日生)   | 昭和53年4月 当社入社<br>昭和61年6月 当社代表取締役社長(現任)<br>現在に至る                                  | 426,600株           |
| 2          | 再任<br>し みず ひろ よ<br>清 水 浩 代<br>(昭和32年7月31日生)   | 昭和54年4月 当社入社<br>平成8年11月 当社専務取締役<br>平成25年9月 当社取締役副社長(現任)<br>現在に至る                | 207,000株           |
| 3          | 再任<br>よし の しのが<br>吉 野 忍<br>(昭和25年12月17日生)     | 平成20年3月 当社入社<br>平成20年3月 当社総務部長<br>平成23年9月 当社取締役<br>平成25年9月 当社常務取締役(現任)<br>現在に至る | 27,000株            |
| 4          | 再任<br>むら おか ゆき ひろ<br>村 岡 幸 広<br>(昭和34年2月22日生) | 平成20年2月 当社入社<br>平成24年7月 当社経理部長<br>平成25年9月 当社取締役(現任)<br>現在に至る                    | 12,000株            |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                  | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 5          | <div>新任</div> <div>しみず かつ た ろう</div> <div>清水 克 多 郎</div> <div>(昭和34年3月11日生)</div> | 昭和57年 3 月 株式会社ローヤル<br>(現イエローハット) 入社<br>平成14年 6 月 統一皇帽汽車百貨<br>(台湾イエローハット) 総経理<br>平成16年 6 月 株式会社イエローハット<br>執行役員海外事業部長<br>平成18年 4 月 執行役員商品本部長<br>平成18年 6 月 取締役 執行役員商品本部長<br>平成20年 6 月 取締役<br>営業統括・店舗開発・賃貸事業担当<br>平成24年 2 月 株式会社セキチュー入社<br>平成25年 5 月 取締役 執行役員店舗運営部長<br>平成26年 1 月 有限会社ジュネ 代表取締役<br>現在に至る | 18,000株            |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 6          | <div>再任</div> <div>社外</div> <div>むら やま まさ みち</div> <div>村 山 正 道</div> <div>(昭和26年3月28日生)</div>                                                                           | 昭和48年4月 立飛企業株式会社 入社<br>平成24年4月 株式会社立飛パートナーズ<br>代表取締役(現任)<br>平成24年11月 株式会社立飛ホールディングス<br>代表取締役社長(現任)<br>株式会社立飛リアルエステート<br>代表取締役社長(現任)<br>平成27年7月 株式会社立飛ストラテジーラボ<br>代表取締役(現任)<br>平成27年9月 当社取締役(現任)<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社立飛パートナーズ代表取締役<br>株式会社立飛ホールディングス代表取締役社長<br>株式会社立飛リアルエステート代表取締役社長<br>株式会社立飛ストラテジーラボ代表取締役 | 0株                 |
|            | (社外取締役候補者とした理由)<br>村山正道氏は、長年にわたり株式会社立飛ホールディングスの代表取締役社長を務められており、経営者として豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                    |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村山正道氏は社外取締役候補者であります。
3. 村山正道氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、村山正道氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 清水克多郎氏は、新任の取締役候補者であります。
6. 当社は、村山正道氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

**第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。  
本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                       | 所有する当社の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                      | 社外<br>ほったなおひこ<br>堀田尚彦<br>(昭和21年7月17日生) | 昭和52年1月 株式会社稲毛屋<br>(現株式会社いなげや)入社<br>平成9年1月 株式会社サビアコーポレーション<br>転籍<br>平成12年4月 同社立川第一デパート支配人<br>平成26年9月 当社監査役就任(現任)<br>現在に至る | 0株          |
| (社外取締役候補者とした理由)<br>堀田尚彦氏は、ショッピングセンター支配人としての経歴を持ち、豊富な知識と企業活動に関する豊富な見識を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。<br>なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与されたことはございませんが、上記の理由から、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 |                                        |                                                                                                                           |             |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2          | <div>社外</div> <div>さ さ き たかし</div> <div>佐々木 孝</div> <div>(昭和35年3月14日生)</div>                                                                                                                                       | 昭和 57年 4 月 岩手リコー株式会社<br>(現リコージャパン株式会社)入社<br>昭和 63年10月 株式会社経営総合研究所入社<br>平成 10年 4 月 ファースト代表 (現任)<br>平成 12年10月 当社監査役就任 (現任)<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ファースト代表                                                         | 600株               |
|            | (社外取締役候補者とした理由)<br>佐々木孝氏は、当社の事業内容等に精通しており、また、個人事業主として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。<br>なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与されたことはございませんが、上記の理由から、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 |                                                                                                                                                                                                                        |                    |
| 3          | <div>社外</div> <div>そう だ まさる</div> <div>宗 田 勝</div> <div>(昭和39年9月1日生)</div>                                                                                                                                         | 平成 7 年11月 株式会社日本パートナー会計事務所入社<br>平成 16年 2 月 税理士登録<br>平成 24年 4 月 宗田税理士事務所所長 (現任)<br>平成 24年 4 月 株式会社M&Kフェイスフルオフィス代表取締役 (現任)<br>平成 27年 9 月 当社監査役就任 (現任)<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>宗田税理士事務所所長<br>株式会社M&Kフェイスフルオフィス代表取締役 | 0株                 |
|            | (社外取締役候補者とした理由)<br>宗田勝氏は、税理士として培われた専門的知識・経験等を有しており、豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                        |                    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 堀田尚彦氏、佐々木孝氏及び宗田勝氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、堀田尚彦氏及び佐々木孝氏、宗田勝氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 堀田尚彦氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。
5. 佐々木孝氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって18年となります。
6. 宗田勝氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって3年となります。
7. 当社は、佐々木孝氏及び宗田勝氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。

#### **第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成29年7月4日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、現在の報酬額と同額の年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

**第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件**

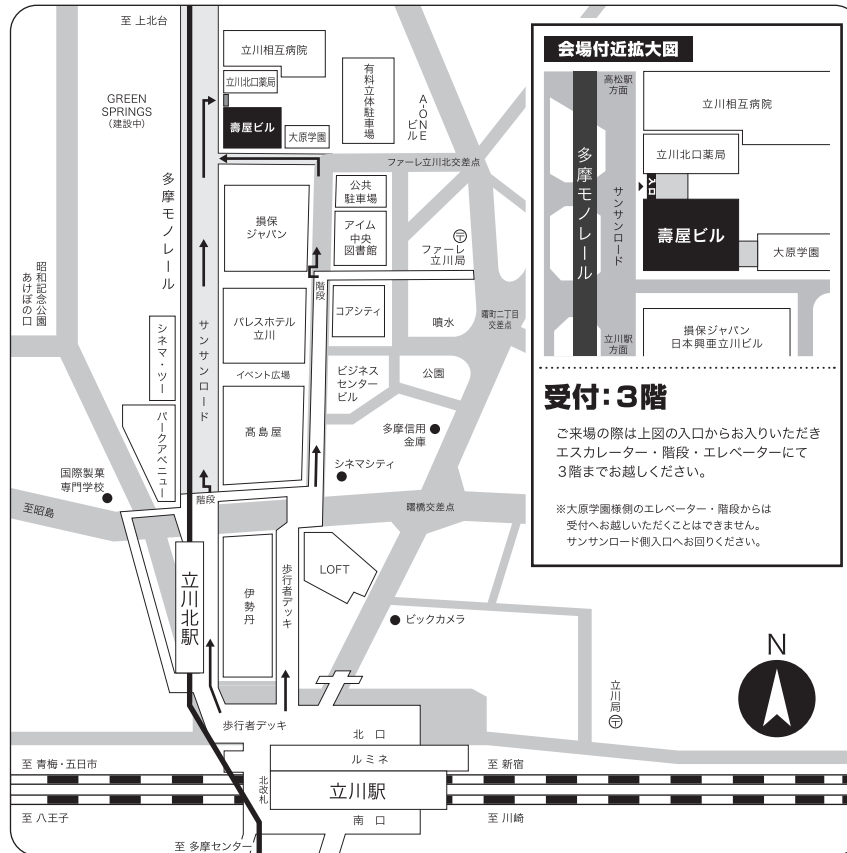
当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額40百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都立川市緑町4番地5 壽屋ビル 3階 ホール  
電 話 (042) 522-9810



会場最寄駅 JR立川駅より徒歩8分  
多摩モノレール立川北駅より徒歩5分

(お願い)

駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。